

公益財団法人 新潟県スポーツ振興米山稔財団
2025 年度（令和 7 年度）後期助成金 追加募集要項

交付対象

- (1) 新潟県のスポーツの振興に関する事業を積極的に行い、奨励しまたは自ら行い、
且つ当該団体としての活動を 3 年以上継続して実施している団体とします。
- (2) 団体とは次のとおりです。
- 1 スポーツ振興を主たる目的とする一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人または
公益財団法人
 - 2 前記 1 以外の団体であって以下の要件を備える団体（特定非営利活動法人等）
 - ア．定款、寄附行為に類する規約等を有すること
 - イ．団体の意志を決定し執行する組織が確立していること
 - ウ．自ら経理し監査する等会計組織を有していること
 - エ．団体の活動の本拠としての事務所を有すること

交付金額

指定の期間に予定する一つの事業予算の 2 分の 1（上限 100 万円）以内とします。但し、同一事業の場合は前後期で分けて申請をされても、年間で上限 100 万円とします。

対象となる事業費

講師等の謝礼、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、スポーツ用具費、その他事業に必要な経費です。

申請手続

上部団体の承認を得た上で、助成金交付申請書に必要事項を記入の上、対象団体であることを証明する以下の書類（定款等規約写し、前年事業報告書、前回事業パンフレット等資料
※ホームページ上に掲載がある場合は省略可）を添付して、当財団事務局（下記申請書送付先）宛に申請してください。なお、申請書類は返却いたしません。

申請期限と交付決定

後期	対象期間：2025 年（令和 7 年）11 月～2026 年（令和 8 年）3 月の事業
	申請期限：2025 年（令和 7 年）10 月 31 日（当日消印有効）
	交付決定通知：2025 年（令和 7 年）11 月中旬（予定）

審査と結果通知

当財団の選考委員会で審査のうえ、申請団体に可否の通知を行います。

事業完了報告

助成金を受けた団体が助成事業を完了したときは、指定の助成事業完了報告書により、事業完了概ね2ヶ月以内に当財団宛に報告してください。

期限内に報告がない場合は、次回以降助成対象外となる場合があります。

助成金の経理

助成金を受けた団体は、助成事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して助成事業の収支を記録し、その支出内容を証する書類を整備しておいてください。

その他

- (1)助成団体に決定した場合、当財団関連の印刷物・ホームページで団体名・事業名を公表する場合があります。
- (2)申請書類上の個人情報、助成金審査及び審査結果の連絡に使用し、その他の目的に使用されることはありません。

申請書送付・問合わせ先

公益財団法人 新潟県スポーツ振興米山稔財団 事務局

〒940-2121 新潟県長岡市喜多町下川原 1116 番地

TEL : 0258-94-5891

FAX : 0258-94-5895

E-mail : niigata-zaidan@yonex.co.jp

HP : <https://yoneyamaminoru-f.org>

電話受付時間：月～木 10 時～17 時 30 分（土日祝日休み）